两東京市

子育て支援 ショートスティ

郵送申請の手引き

ショートステイの申請は、通常、窓口のみで受け付けていますが、 一定の条件を満たしている方は メール・FAXと郵送による 申請もできます。

「郵送申請の手引き」は郵送申請の方法のみの説明となっております。

子ども家庭課

住所 西東京市中町1-5-1 防災・保谷保健福祉総合センター4階 電話 042-439-3511 FAX 042-439-3681

受付日時 月曜日~金曜日 9:00~17:00

※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は受付していません。

郵送申請の対象者

- ★下記の①②の<u>すべてを満たす</u>方については、メールまたは FAX による【郵送申請】が可能です。
 - ①申請する利用希望日が、前回の利用から6か月以内のお子さま

※6か月以内の例

利用希望日:10月7日 最終利用日:4月7日 …郵送申請ができます。 利用希望日:10月7日 最終利用日:4月1日 …郵送申請はできません。

②前回の利用から、体調や日常の生活状況に大きな変化のないお子さま

※初めての利用となるお子さま、6か月以上ご利用のないお子さまは、 郵送申請はできません。

★郵送申請の場合、窓口申請とは異なる点がありますので、利用方法をよくご確 認ください。

郵送申請による申請の流れ

★郵送申請によるショートステイご利用の手順は、以下のとおりです。ご不明な点は、子ども家庭課(☎042-439-3511)までお問い合わせください。

1、空き状況の確認

★利用希望日の空き状況を、

お電話(子ども家庭課☎042-439-3511)でご確認ください。(メールやFAXによる空き状況の確認はできません。)

電話受付時間:月~金曜日:9:00~17:00

- ※祝日・年末年始は除きます。
- ※空き状況の確認をしただけでは、予約は確定しません。
- ※「2、予約」までの間に、空きが埋まってしまう場合もあります。あらかじめご了承ください。
- ◎利用希望日の前月1日から確認ができます。
- ◎空き状況の確認をしなくても「2、予約」はできますが、利用希望日に空きがない場合、予約をお断りすることになるため、電話でのご確認をおすすめします。

2、予約

- ★メールまたはFAXで利用予約をしてください。利用枠が**一時的に**確保されます。
- ◎送信先
 - メール: <u>kateishien@city.nishitokyo.lg.jp</u>
 ※有害メールとして削除されるおそれがありますので、添付ファイルはつけないでください。
 - FAX: 042-439-3681
- ◎メール、FAXの件名は、「ショートステイ利用予約」としてください。

- ◎メール、FAXには下記の必要事項を明記してください。
 - ①保護者(申請者)の方の氏名
 - ②利用されるお子さまの氏名と年齢
 - ③利用開始希望日、利用開始希望時刻
 - ④利用終了希望日、利用終了希望時刻
 - ⑤保護者の方の電話番号 ※日中連絡のとれる番号
 - ⑥メールアドレス(FAXによる予約の場合はFAX番号)
- ◎予約可能期間は、「利用希望日の前月1日」から「利用希望日の **14 日前**」までです。
 - ※「《郵送申請ができる方》」に該当しない場合は、メール・FAXによる予約はできません。 窓口にて申請をしてください。
- ★子ども家庭課で予約のメールまたはFAXの受信を確認できれば、予約を受け付けることが出来ますが、メールやFAXの不着によるトラブルを避けるため、予約のメール・FAXを送信後、受信確認(メールやFAXが届いたことを確認)のお電話(子ども家庭課☎O42-439-3511)のご協力をお願いします。
 - ※送信誤り、通信障害その他の理由によってメールやFAXが子ども家庭課へ届かなかった場合、予約をお受けすることができませんので、送信先をしっかり確認してください。

電話受付時間:月~金曜日:9:00~17:00 ※年末年始・祝日は除きます。

3、子ども家庭課より、予約成立のご連絡

★予約のメールまたはFAXの受信後、子ども家庭課から予約成立のご連絡をメールまたはFAXでいたします。

4、申請書の提出

★利用希望日の 10 日前までに、

申請書一式を郵送または持参によりご提出ください。

- <ナザレットの家ご利用の場合>
 - ①ショートステイ申請書
 - ②健康カード
 - ③利用計画書
 - ④食事状況聞き取り書
 - ⑤災害ダイヤル連絡先
 - ⑥服薬依頼書(利用当日に服薬が必要な場合)
- <聖ヨゼフホーム>
 - ①ショートステイ申請書
 - ②健康カード
 - ③利用計画書
 - ④服薬依頼書(利用当日に服薬が必要な場合)
- 回申請書、健康カード等は西東京市ホームページからダウンロードできます。市ホームページURL : http://www.city.nishitokyo.lg.jp
 - ※利用日(初日)の10日前までに提出されない場合、提出物や記載事項に不足があった場合、 予約も取り消されますのでご注意ください。
- ◎提出先住所

〒202-8555 西東京市中町1-5-1 防災・保谷保健福祉総合センター 4階 西東京市子ども家庭課 ショートステイ担当 宛

- 持参による提出の受付時間は平日(月~金曜日)の9:00~17:00です。
 - ※祝日・年末年始は除きます。
 - ※郵送の場合、10日前の消印があれば有効となります。

5、利用料の納付

- ★申請書の受理後、子ども家庭課から「利用承諾・不承諾通知書」を郵送いたします。「利用承諾書」の封筒に「納付書」が同封されています。「納付書」に従い利用日の前日までに利用料をお支払いください。
 - ※指定された銀行・市役所の現金取扱窓口・子ども家庭課窓口にて、現金払いとなります。(振り込みでのお支払いはできません)
 - ※入金が確認できない場合、ショートステイ利用ができなくなる場合があります。

6、ご利用当日

- ★ご利用当日、お預かりする施設(ナザレットの家または聖ヨゼフホーム)まで、 お荷物と食費を持ってお子さまを送ってください。
 - ※服薬中のときは、お子さまの自己管理にならないよう、薬と処方箋を保護者の方が直接、施 設職員にお渡しください。
- ★当日施設に伝えること
 - ◎お子さまの健康状態
 - ※お子さまの健康状態によってご利用いただけない場合があります。
 - ◎当日(宿泊の場合、利用最終日)の、お迎え時間、お迎えに来る方

キャンセル・変更

- ★利用のキャンセルや変更がある場合、 子ども家庭課(042-439-3511)に連絡をしてください。
 - ※メール、FAX での取り扱いはできません。
 - ※電話や窓口でのお申し出がない場合、納付済みの利用料の還付(返還)が受けられなかったり、還付額が減額されたりする場合があります。
- ★子ども家庭課の窓口で、

子育て支援ショートステイ利用辞退届を提出していただきます。

★キャンセル手続きの際、必要になるもの 申請者名義の銀行口座の通帳(振込先がわかるもの)

※利用料金のお返しがある場合、市から申請者の口座へ振り込みにて返金となります。

★キャンセル料について



- ◎利用日前日の17時までにご連絡をいただけますと、利用料全額を返金することができます。
 - ※日曜日がご利用予定日の場合、2日前の金曜日までにご連絡ください。
- ◎それ以後及び当日のキャンセルは、利用料の半額のみの返金となります。
- ◎利用開始時間を過ぎてからのキャンセルについては、利用料の返金ができません。